

(運用基準 様式3)

令和7年10月17日

政策経営局広報・プロモーション戦略課

「横浜市公式プロモーションツール作成業務委託」 公募型プロポーザル特定結果

「横浜市公式プロモーションツール作成業務委託」について、公募型プロポーザル方式で受託者選定を実施した結果、次のとおり受託候補者を特定しました。

1 件名

横浜市公式プロモーションツール作成業務委託

2 委託業務内容

横浜の魅力や本市が目指すブランドイメージを、国内外に対しビジュアルをメインに効果的に伝えるため、プロモーション動画及びプロモーションリーフレットを作成する。

3 特定事業者

株式会社京急アドエンタープライズ

4 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社京急アドエンタープライズ	424点／555点	1
アスカコヤマックス株式会社	381点／555点	2
株式会社エヌ・ティ・ティ・アド	360点／555点	3
テレビ朝日映像株式会社	317点／555点	4

5 評価基準・評価委員会開催経過等

令和7年8月29日にプロポーザル評価委員会でヒアリングを行った結果、1位となった提案者は事業趣旨の理解度が高く、動画の企画提案が特に優れていました。横浜の魅力を美しい映像で伝えることが最も期待できるとともに、リーフレットも関連性を持たせた提案内容であることから、プロポーザル評価委員会において、当該提案が受託者として適していると評価されました。この評価結果を踏まえて、同9月10日に政策経営局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会において受託候補者として特定しました。

※評価基準は別紙参照

【提案書作成要領・別紙2】

提案書評価基準

(1) 評価方法

評価委員1人あたり111点満点とし、下記評価項目について評価を行い、合計得点の高い者を特定する。なお、評価委員の過半数が1点とする項目が1つ以上ある場合は、特定されない。

(2) 評価点が同点の場合の措置

評価委員の採点の合計点数が同点の場合、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

ア 加重倍率が5の項目の合計得点が上位の者

イ 5点の評価点項目が多い者

ウ 加重倍率が5の項目に2点以下の評価点が無い者

(111点満点)

			点数	倍率	満点
	項目	(評価の視点)	良い >> 普通 >> 良くない		
提案内容	事業趣旨の理解度	横浜市の目指すブランディングの趣旨及び業務内容を十分に理解しているか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	4	20
	動画の企画性	横浜のイメージを、ターゲットを意識した形で表現できており、ブランドイメージ向上につながる内容となっているか また、話題性があるか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	5	25
	リーフレットの企画性	横浜のイメージを、ターゲットを意識した形で表現できており、ブランドイメージ向上につながる内容となっているか また、使用環境を想定し、機能性はあるか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	5	25
	独自性	他都市等の事例の分析等を踏まえ、横浜ならではの、独自性ある内容となっているか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	3	15
	予算配分計画	上限額(8,030千円)を踏まえ、事業内容に対し、妥当性があり、且つ効率的な予算配分計画になっているか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	1	5
実施体制	人員体制	業務を遂行するのに十分な人員・組織体制または実績を有するスタッフの配置等が提案されているか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	1	5
	スケジュール管理・情報共有	適切なスケジュール管理及び情報共有がなされる業務管理体制が提案されているか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	1	5
	過去の業務実績	本業務を実施するにあたり、過去に類似の広報関連業務の実績があり、ノウハウを活かすことができるか	5 · 4 · 3 · 2 · 1	1	5
企業としての取組	ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	次の項目を満たしているか(1つ満たすごとに1点を加算) <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得 <input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得 <input type="checkbox"/> 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の2.5%の達成※達成している（従業員40人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40人未満） <input type="checkbox"/> 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	6 · 5 · 4 · 3 · 2 · 1	1	6
合計					111